

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組織的な殺人等の予備）</p> <p>第六条  次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。</p> <p>一 刑法第九十九条（殺人）の罪 五年以下の懲役</p> <p>二 刑法第二百五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る。） 二年以下の懲役</p> <p>三 刑法第二百二十六条の二（人身売買）の罪 二年以下の懲役</p> <p>四 刑法第二百四十六条（詐欺）の罪 二年以下の懲役</p> <p>2 第三条第二項に規定する目的で、前項第一号から第三号までに掲げる罪の予備をした者も、同項と同様とする。</p>	<p>（組織的な殺人等の予備）</p> <p>第六条  次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。</p> <p>一 刑法第九十九条（殺人）の罪 五年以下の懲役</p> <p>二 刑法第二百五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る。） 二年以下の懲役</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 第三条第二項に規定する目的で、前項各号に掲げる罪の予備をした者も、同項と同様とする。</p>

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第二項関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ・ロ 〔略〕</p> <p>ハ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条第一項（第五号又は第六号に係る部分に限る。）又は第六条（第一項第二号又は第三号）<u>刑法第二百二十六条の二第三項に係る部分については、</u>営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪</p> <p>ニ・フ 〔略〕</p> <p>三・九 〔略〕</p> <p>二・四 〔略〕</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ・ロ 〔略〕</p> <p>ハ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条第一項（第五号又は第六号に係る部分に限る。）又は第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）の罪</p> <p>ニ・フ 〔略〕</p> <p>三・九 〔略〕</p> <p>二・四 〔略〕</p>